

京情審答申第105号  
平成27年2月12日

京都府知事  
山田啓二様

京都府情報公開審査会  
会長山本克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定  
について（答申）

平成25年10月15日付け5情第404号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った部分公開決定について、実施機関が非公開と判断した部分のうち、別紙1に記載の非公開部分については公開すべきである。

その余の判断は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成25年6月5日、異議申立人は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府知事（以下「実施機関」という。）に対し、情報政策課が平成24年度及び平成25年度に入手した文書、平成24年度及び平成25年度に発出した文書並びに平成24年度及び平成25年度に実施した情報セキュリティに関する研修会で配布した文書を内容とする公文書の公開請求を行った。
- 2 平成25年6月19日、実施機関は、条例第11条第2項の規定により公開決定等の期間を延長した上で、同年8月5日、別紙2及び別紙3に記載の文書を特定して公文書公開決定処分及び公文書部分公開決定処分（以下「処分」という。）を行い、同日、異議申立人に公文書公開決定通知書及び公文書部分公開決定通知書を送付した。
- 3 平成25年9月6日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、処分のうち、別紙3に記載の文書（以下「本件公文書」という。）に係る部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成25年10月15日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会に本件申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書において述べている主張は、本件処分において非公開とされた部分が条例第6条第1号、第3号及び第5号に掲げる非公開情報に該当しないというものである。

## 第5 実施機関の説明の要旨

実施機関の理由説明書及び京都府情報公開審査会で実施機関の職員が口頭説明の場において陳述したことを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、情報政策課が平成24年度及び平成25年度に入手した文書並びに平成24年度及び平成25年度に発出した文書である。

## 2 非公開とした理由について

- (1) 条例第6条第1号に該当するとして非公開とした項目及びその理由については、別紙4のとおりである。
- (2) 条例第6条第3号に該当するとして非公開とした項目及びその理由については、別紙5のとおりである。
- (3) 条例第6条第5号に該当するとして非公開とした項目及びその理由については、別紙6のとおりである。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、実施機関が条例第6条第1号、第3号及び第5号に掲げる非公開情報に該当するとして非公開とした本件処分は妥当でない旨を主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

#### (1) 条例第6条第1号該当性について

条例第6条第1号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを保護するため、個人が特定され得る情報のうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

別紙4に記載の項目のうち、番号10の項目以外の項目に記載されている情報については、個人に関する情報であって、個人が特定され得るもののうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であるものと考えられるので、条例第6条第1号に該当する。

しかしながら、別紙4の番号10の項目に記載されている情報については、その所属する組織が財団法人の形態をとっているが、その業務内容は、住民基本台帳ネットワークシステムの運用等を行う公的な性格を有しており、また、実質的には地方自治体の共同運営組織であることから、自治体職員に準じる取扱いをすることが相当であると考えられる。したがって、当該情報については、別紙1の1のとおり公開することが妥当な情報であるので公開すべきである。

#### (2) 条例第6条第3号該当性について

条例第6条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められており、その事業活動上の利益も十分尊重され、保護されなければならないことから、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

別紙5の各項目に記載の情報は、いずれも法人が事業活動を行う上で内部管理に属する情報であり、公にすることにより法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるので、条例第6条第3号に該当する。

#### (3) 条例第6条第5号該当性について

条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

別紙6に記載の項目のうち、番号2、12、16及び19の項目以外の項目に記載されている情報については、いずれも公にすることにより、府の事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報であると考えられるので、条例第6条第5号に該当する。

しかしながら、次に掲げる項目に記載されている情報については、次の理由により、別紙1の2のとおり公開することが妥当な情報であるので、公開すべきである。

ア 別紙6の番号2の項目に記載されている情報について  
実施機関に確認したところ、対象公文書中に記載されている京都府の口座情報は、国費専用の振込用口座であり、一般に取引の相手方に公開している口座とは異なるものであった。  
しかしながら、これを公開したとしても、不特定多数の者により、故意に又は誤った入金が行われる蓋然性が高いとはいえず、実施機関の事務の執行上特段の支障があるとはいえない。

イ 別紙6の番号12の項目に記載されている情報について  
実施機関に確認したところ、実施機関が非公開としたもののうち、衛星系防災情報システム構成図については、実施機関が作成したパンフレットで公表されているものであり、公知の事実であるといえる。  
よって、これを公開したとしても、実施機関の事務の執行上特段の支障があるとはいえない。

ウ 別紙6の番号16の項目に記載されている情報について  
電源系統図のうち、分電盤等の設置場所は、物理的な攻撃を容易とする情報であると考えられる。  
しかしながら、電源容量が記載されている部分については、物理的な攻撃を容易とする情報であるとはいえず、これを公開したとしても、実施機関の事務の執行上特段の支障があるとはいえない。

エ 別紙6の番号19の項目に記載されている情報について  
ネットワークの種別、ネットワーク回線の名称、システムを構成する電話機の番号及び機器等の設置場所が分かる情報については、物理的な攻撃又は不正アクセスを容易とする情報であるといえる。  
しかしながら、一般的な機器の名称及び一般的な機器構成が記載されている部分については、当該機器の存在又は構成を容易に類推することができる情報であり、これを公開したとしても、実施機関の事務の執行上特段の支障があるとはいえない。

## 2 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(別紙1)

公開することが妥当な情報

- 1 条例第6条第1号で非公開としていたもの  
財団法人地方自治情報センターの職員の氏名
  
- 2 条例第6条第5号で非公開としていたもの
  - (1) 京都府の口座情報
  - (2) 衛星系防災情報システム構成図
  - (3) 電源系統図のうち、電源容量が記載されている部分
  - (4) 一般的な機器の名称や一般的な機器構成が記載されている部分

(別紙 4)

番号	項目	非公開とした理由
1	業務外・非公用の個人の電話番号（携帯電話番号含む）及びメールアドレス	休日、夜間など業務上、緊急で連絡が必要な場合のために記載しているもので、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであるため。
2	府職員の年齢	外部のセミナー参加申込書に記載が必要とされていたもので、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであるため。
3	府職員の自宅住所	通勤のため府庁内駐輪場の利用申請のために自宅住所を登録したもので、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであるため。
4	府職員の性別、生年月日及び健康診断受診計画	職員の定期健康診断を実施するために、対象者の性別、生年月日、受診計画を報告したもので、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであるため。
5	私立大学の教員名	職員が大学で講義を行うにあたり、大学側の連絡先として記載されたもので、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであるため。
6	民間企業（団体）の責任者、担当者、作成者、受講者等個人の氏名	業務上必要な連絡や照会回答、契約や支払い関係書類の提出、セミナーや会議の出席に伴い把握したもので、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであるため。
7	民間企業職員の年齢	一般競争入札参加資格認定審査のために提出された技術者経歴書に記載されたもので、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであるため。
8	民間企業職員の個人印の印影	見積書の提出等業務上必要な場合に押印されたもので、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものであるため。

9	民間企業職員の住所、生年月日、学歴、職種、工事経歴免許番号及び容姿(写真)	一般競争入札参加資格審査のために提出された技術者経歴書に記載あるいは貼付されたもので、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
10	民間団体の事務局長名	民間団体の研修会開催案内や事業報告等に記載されたもので、個人のプライバシーに関する情報で、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
11	民間企業職員の社員証の写し	一般競争入札参加資格審査申請書の委任状に添付されたもので、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
12	臨時職員の雇用期間、基本給与額、通勤手当相当額	臨時職員の採用通知の内容で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
13	臨時職員の通勤手当相当額(日額)確認簿中の氏名及び所属を除く部分	臨時職員の通勤手当の確認にあたり必要な住所等の情報で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
14	臨時職員の履歴書中の氏名及び顔写真を除く部分	臨時職員の採用にあたり提出を求めた住所や経歴等個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
15	臨時職員の通勤届中の氏名、勤務公署、同所在地及び届出理由を除く部分	臨時職員の住所や通勤経路等個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
16	技術者経歴書の内容	業務受託業者からの事業譲渡通知に添付されていた技術者経歴書に記載されている民間企業職員の氏名、年齢、資格等、業務経歴、経験年数等で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
17	民間企業職員の情報処理技術者試験合格証の氏名及び生年月日	業務受託業者からの事業譲渡通知に添付されていた情報処理技術者試験合格証に記載されている民間企業職員の氏名及び生年月日で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。

18	民間団体理事候補者の略歴	財団法人地方自治情報センターの理事の選任に係る候補者（私立大学教員）の略歴で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
19	通勤災害認定請求書に記載された被災職員の住所、氏名、個人印の印影、「被災職員に関する事項」及び「災害発生の状況等」	通勤災害の認定請求を行うために記載された内容で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
20	通勤災害認定請求に係る任命権者意見書及び「現認書・事実証明書」に記載された被災職員の氏名、災害発生日時、災害発生場所及び災害発生状況	通勤災害の認定請求を行うために提出した書類で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
21	通勤災害認定請求に係る診断書に記載された被災職員の住所、氏名、傷病名、経過、診断時において治療（休業）を要すると考えられる期間、X線等検査所見、診療内容、医者の意見、現在又は最終診療時の状態、医師の氏名及び個人印の印影	通勤災害の認定請求を行うために提出した診断書の内容で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
22	通勤災害認定請求に係る現場見取図及び被災状況図に記載された被災職員の氏名及び被災状況	通勤災害の認定請求を行うために提出した書類で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
23	通勤災害認定請求に際し提出した時間外・休日勤務命令簿中の「係等名」及び「職名」を除く部分	通勤災害の認定請求を行うために写しを提出した書類で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
24	健康審査会の判定申請書中の職員の氏名、生年月日、年齢、性別、病名、現在の措置区分及び所属長の意見欄中の診断書内容	健康審査会に職員の勤務に関する措置区分の判定を申請するために必要な書類の内容で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。



25	診断書中の職員の住所、氏名、生年月日、傷病名及び診断内容並びに医師名及び個人印の印影等	健康審査会に職員の勤務に関する措置区分の判定を申請するために必要な書類の内容で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
26	健康審査会の判定申請に係る報告文書中の職員の診断書の内容並びに氏名、休務期間、復帰日、生年月日、異動経過、病名、経過及び現状	健康審査会に職員の勤務に関する措置区分の判定を申請するために必要な書類の内容で、個人のプライバシーに関する情報で、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
27	療養報告書に記載された職員の災害の発生日、住所、氏名、傷病名、傷病の現状欄中のその他の欄、療養方法、現在の治療内容、今後の療養の見込み及び治療費	通勤災害の認定を受けた職員が6か月経過後に治癒していないときに地方公務員災害補償基金京都府支部長に提出する報告書に記載が必要な内容で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
28	公文書公開請求書に記載・印字された請求者の氏名、住所及び郵便番号、連絡先（電話番号）、FAX番号	公文書公開請求書に記載・印字されたもので、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
29	公文書公開取下書に記載された請求者の住所、氏名及び請求者の所属に係る記載	公文書公開請求取下書に記載されたもので、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
30	公文書公開決定通知書に記載された請求者の氏名	公文書公開決定通知書に記載された請求者の氏名で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
31	公文書の情報提供を求めた住民の氏名	公文書の情報提供を求められた方への通知文に記載したもので、個人のプライバシーに関する情報で、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。
32	民間団体の部会長名	ITコンソーシアム京都の医療情報化部会からの勉強会の案内メールに記載された部会長名で、個人のプライバシーに関する情報であり、通常他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものであるため。

## (別紙5)

番号	項目	非公開とした理由
1	システム運用保守業務を行う民間企業の計画停電時の連絡先	不特定多数の者に公開されると、システムの障害等による緊急対応が必要な業務が、それ以外の連絡により支障を来し、民間企業の利益を害するおそれがあるものであるため。
2	民間企業（団体）の職員が業務上用いるメールアドレス	民間企業のメールアドレスについては、ホームページ等において広く公開されていることが多いが、職員個人が業務上用いるメールアドレスについては、契約相手方など、業務上の連絡などが必要な場合に明らかにされているものであり、不特定多数の者に公開されると当該個人の業務に関係のないメールが到達することが予想され、業務の執行に支障を来し、民間企業の利益を害するおそれがあるものであるため。
3	京都府庁内の設備を管理している民間企業の夜間・休日連絡先	不特定多数の者に公開されると、夜間・休日における設備障害等による緊急対応業務の執行が、それ以外の連絡により支障を来し、民間企業の利益を害するおそれがあるものであるため。
4	民間企業（団体）の口座番号等	会費、負担金、使用料等の京都府への請求に伴い示された口座番号、口座開設場所、口座名義は、法人その他団体の経理事務等に係る内部管理情報であり、不特定多数の者に公開されると法人その他の団体の利益を害するおそれがあるものであるため。
5	外部の団体からのメールに添付されたファイルのパスワード	セキュリティのため設定されたものであり、不特定多数の者に公開されると添付ファイル情報を不正に入手されることにより、当該団体の利益を害するおそれがあるものであるため。
6	民間企業の市町村に対する請求書に記載された振込金融機関、預金口座番号等	情報格差是正事業費補助事業に係る事業実施市町村からの実績報告書に添付されている民間企業の請求書に記載されたもので、同企業の経理事務等に係る内部管理情報であり、不特定多数の者に公開されると同企業の利益を害するおそれがあるものであるため。

## (別紙6)

番号	項目	非公開とした理由
1	行政職員の公用メールアドレス	担当課のメールアドレスについては、ホームページ等において、問い合わせ先として公開されているが、そうしたアドレスには、いわゆる迷惑メールが多数送信され対応に苦慮している場合がみられる。行政職員の公用メールアドレスも、公開されると不特定多数の者が、そのアドレスを知るところとなり、業務に関係のないメールや迷惑メールが到達し、事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
2	京都府の口座情報	外部への請求に際し、その都度公開しているものであり、不特定多数のものが、その口座情報を知るところとなると故意又は誤って入金が行われるなど事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
3	本府の統計関係事務を支援するためのシステムを行政ネットワークを通じて利用できるよう国が開示したURL	開示すると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
4	N T T に登録された電報発信用の京都府の会員番号	本会員番号により電報の受付や請求が行われており、不特定多数の者が、それらを知るところとなると不正利用により、事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
5	総務省自治体情報セキュリティ担当の直通電話番号、公用メールアドレス及びFAX番号	自治体からの緊急時の連絡先であり、不特定多数の者が、それらを知るところとなると業務に関係のない連絡や迷惑メールにより、緊急時の事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
6	京都府庁内の中央監視室の電話番号	災害時等緊急時の連絡先であり、不特定多数の者が、それらを知るところとなると業務に関係のない連絡により、災害時等の連絡に支障を及ぼすおそれがあるため。
7	庁内の各システムを利用するため設定している職員や保守業者のユーザー名、ユーザーID、パスワード(ユーザーIDが推測できる記載を含む)	公表されることとなると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害すおそれがあるため。

8	公用 i P a d に係る A p p l e I D と パスワードの確認用の質問欄	職員等が端末を利用するために必要な I D 及びパスワードを忘れた場合の確認用の質問が記載されており、それらが公表されることとなると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害するおそれがあるため。
9	公用 i P a d に係る パスコード	職員が i P a d 端末を利用するために作成した操作マニュアルに記載したパスコードであり、それらが公表されることとなると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害するおそれがあるため。
10	N O C の拠点の所在場所が特定できる名称や住所	N O C (ネットワークオペレーションセンター) には、府のネットワーク機器及び各業務システムが設置されている。それらを設置している場所が公表されると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。
11	データセンターの所在場所が特定できる名称や住所	データセンターには、府のネットワーク機器及び各業務システムが設置されている。それらを設置している場所が公表されると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。
12	サーバー等機器の設置場所、設置図(面)、設置イメージ図、設置スペース図、システム構成図、機器構成図、配置図	府システムの機器を設置している場所等が公表されることとなると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害するおそれがあるため。
13	システム保守等の業務実施場所、履行場所、委託場所及び作業場所	それぞれのシステムの設置場所を示していることから、それらを公表すると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害するおそれがあるため。

14	非常用バッテリー及び電算室（マシン室）の場所	府のシステム等を設置している場所が公表されることとなり、不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害するおそれがあるため。
15	無線機室の場所	府のシステム等を設置している場所が公表されることとなり、不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため。
16	電源系統図	府のシステムの電源系統図が公表されると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正行為を容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害するおそれがあるため。
17	データセンター内ラックナンバー及び入室場所	府のネットワーク機器及び各業務システムが設置されている場所を特定できる情報であり、公表されると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害するおそれがあるため。
18	データセンター入室受付番号、利用フロア、認証登録ID	データセンターには、府のネットワーク機器及び各業務システムが設置されている。それらを設置している場所に入室するために必要な情報が公表されると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害するおそれがあるため。
19	ネットワーク配線図、構成図、配置図及びラック設置や配線に係る現場写真	庁舎内のネットワーク配線図等が公表されると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正侵入や不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとともに個人情報等が漏えいする等個人の権利利益を害するおそれがあるため。
20	メーリングリスト管理者名、パスワード、管理用URL及び管理者アドレス（以下「ML管理者等」という。）	メーリングリスト管理者は、管理者用URLにアクセスし、パスワードを入力すると、メーリングリスト参加者の追加及び削除等を行うことができることから、ML管の追加及び削除等の情報が公開されると不特定多数の者が、容易に不正アクセスが可能となり、メーリングリストの管理が困難となるおそれがあるため。

21	情報機器の設定情報（IPアドレス、ホスト名、サブネットマスク及びゲートウェイ）	システム上で、各機器を特定できるようにするための情報が示されており、これらを公開されると不特定多数の者が、各機器を特定できる情報を知るところとなり、不正アクセスを容易にし、個人情報等が漏えいするおそれがあるため。
22	L G W A N（総合行政ネットワーク）を利用するための設定情報（サーバ名称、IPアドレス、ホスト名、サーバ証明書・要・不要及びプロトコル情報及びネットワーク図）	公開されることとなると不特定多数の者からの不正アクセスを容易にし、個人情報等が漏えいするおそれがあるため。
23	国へのインシデント報告書中のその他概要欄	障害の発生内容と実施した対策の概要や再発防止策が記載されており、公開されると不特定多数の者から容易に不正アクセス可能となるおそれがあるため。
24	インシデント報告の国の担当者の連絡先	インシデント報告の担当者連絡先には、緊急時のみの連絡先が記載されており、公表されると不特定多数の者が、その連絡先を知るところとなり、業務に関係のない連絡や迷惑メールにより、事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
25	国からのセキュリティ情報と府内市町村の対応結果	国からの通知があった情報システムに対する攻撃に関する情報とそれに対する府内市町村の対策であり、これらが公開されると不特定多数の者が、システム攻撃に対する対策や防止策を知るところとなり、容易に不正アクセスを可能とするおそれがあるため。
26	公用iPadで利用する通信事業者の回線番号	Wi-Fi及び3G通信回線によるインターネット接続の公用回線番号であり、公表されると不特定多数の者が、それらを知るところとなり、不正アクセスを容易にし、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
27	通信暗号化のためのサーバ証明書発行要求ファイル	京都府のサーバであることを証明するために必要なサーバ等の情報が記載されており、これらの情報が公開されると不特定多数の者が、京都府のサーバを名乗ったりして悪用し、事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
28	データセンター故障時の連絡先（場所）	データセンターサービス利用者の中に、同サービスを提供している民間企業が明らかにしている故障時の緊急連絡先であり、公表されると不特定多数の者が、その連絡先を知るところとなり、目的以外の連絡が行われ、事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあるため。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年10月15日	諮問書の受理
平成25年12月18日	実施機関の理由説明書の受理
平成26年 5月30日	第1回審査会
平成26年 9月29日	第2回審査会
平成26年12月16日	第3回審査会
平成27年 1月28日	第4回審査会
平成27年 2月12日	答 申